

火力発電所に係る鳥取県環境影響評価条例施行規則の改正について

改正概要

今般、脱炭素社会の実現に向け再生可能エネルギーの導入が進められるなかで、バイオマス発電所の設置・稼働に伴う大気汚染、騒音等による周辺環境への影響が懸念される事例が発生しています。

これを受け、バイオマス発電所等の火力発電所設置に係る事業について、環境影響評価の対象範囲を拡大し、対象となる事業の規模要件に排出ガスを追加するため、鳥取県環境影響評価条例施行規則（以下、「規則」という。）を改正しました。

1 対象となる火力光発電所の規模要件

対象地域	規模要件(改正前)	規模要件(改正後)
一般地域	出力 15 万 kW 以上	出力 15 万 kW 以上 または 排出ガス量 4 万 m ³ /時以上
特別地域※	出力 11.25 万 kW 以上	出力 11.25 万 kW 以上 または 排出ガス量 3 万 m ³ /時以上

※ 特別地域: 環境の保全に関して特に配慮すべき地域として定めたもの(国立公園等)

2 規模要件の考え方

- 現在、バイオマス発電所は環境影響評価条例(以下、「条例」という。)では「火力発電所」に該当し、アセス手続きの要否が発電出力で規定されています。(発電タービンを回す蒸気を発生するボイラーからの排出ガス量は考慮されていません。)
- 一方、ボイラーから発生する蒸気を工場の熱供給に用いる場合は、アセス手続きの要否が排出ガス量で規定されています。
- このため、同一規模のボイラーであっても、用途によってアセス手続きの要否に差異が生じています。
⇒ ボイラーを有する施設の設置・稼働による周辺環境への影響は用途によって異なるものではなく、取り扱いの差を解消するため、火力発電所の規模要件に工場と同等の排出ガスを追加します。

3 施行日

(公布) 令和 6 年 3 月 1 日

(施行) 令和 6 年 5 月 1 日

4 経過措置(附則)

施行日前に電気事業法第 48 条第 1 項の届出がなされた事業は手続き対象外です。

<参考1> 法及び条例における対象事業と規模要件一覧(太枠囲い部分が改正箇所)

事業の種類		環境影響評価法		鳥取県環境影響評価条例	
		第一種事業	第二種事業	一般地域	特別地域
道 路	高速道路	すべて	—	—	—
	首都高速道路等	4車線以上のもの	—	—	—
	一般国道	4車線、10km 以上	7.5km 以上 10km 未満	} 4車線、10km 以上	} 4車線、7.5km 以上 又は2車線、15km 以上 (農林道も含む)
	国道以外の道路	—	—		
	大規模林道	幅 6.5m、20km 以上	幅 6.5m、15km 以上 20km 未満		
河 川	ダム、堰	湛水面積 100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	湛水面積 100ha 以上	湛水面積 75ha 以上
	湖沼水位調節施設	改変面積 100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	改変面積 100ha 以上	改変面積 75ha 以上
	放水路	改変面積 100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	改変面積 100ha 以上	改変面積 75ha 以上
鉄 道	新幹線	すべて	—	—	—
	在来線	10km 以上	7.5km 以上 10km 未満	10km 以上	7.5km 以上
飛行場 (滑走路)	新設	2500m 以上	1875m 以上 2500m 未満	2500m 以上	1875m 以上
	延長	500m 以上	375m 以上 500m 未満	500m 以上	375m 以上
発電所	水力	出力 3 万 kW 以上	2.25 万 kW 以上 3 万 kW 未満	出力 3 万 kW 以上	2.25 万 kW 以上
	火力	出力 15 万 kW 以上	11.25 万 kW 以上 15 万 kW 未満	出力 15 万 kW 以上 排出ガス 4 万 m³/時以上	11.25 万 kW 以上 排出ガス 3 万 m³/時以上
	地熱	出力 1 万 kW 以上	7500kW 以上 1 万 kW 未満	出力 1 万 kW 以上	7500kW 以上
	原子力	すべて	—	—	—
	風力	出力 5 万 kW 以上 ※	3 万 7500kW 以上 5 万 kW 未満 ※	出力 1500kW 以上	1500kW 以上
	太陽光	出力 4 万 kW 以上	3 万 kW 以上	敷地面積 20ha 以上	敷地面積 10ha 以上
廃棄物最終処分場		埋立面積 30ha 以上	25ha以上 30ha未満	埋立面積 25ha以上	埋立面積 18ha以上
公有水面埋立及び干拓		50ha超	40ha以上 50ha以下	50ha超	40ha以上
土地区画整理事業		100ha以上	75ha以上 100ha未満	75ha以上	50ha以上
新住宅市街地開発事業		100ha以上	75ha以上 100ha未満	—	—
工業団地造成事業		100ha以上	75ha以上 100ha未満	75ha以上	50ha以上
新都市基盤整備事業		100ha以上	75ha以上 100ha未満	—	—
流通業務団地造成事業		100ha以上	75ha以上 100ha未満	75ha以上	50ha以上
宅地の造成事業		100ha以上	75ha以上 100ha未満	75ha以上	50ha以上
港湾計画		埋立等区域 300ha以上	—	—	—
廃棄物処理施設	ごみの焼却			100t /日以上	75t /日以上
	し尿処理			100kl/ 日以上	75kl/ 日以上
工場の新築、増築	排水			1 万 m ³ /日以上	7500m ³ /日以上
	排出ガス			4 万 m ³ /時以上	3 万 m ³ /時以上
ゴルフ場又はスキー場				50ha以上	37.5ha以上
レジャー施設(ゴルフ場、スキー場を除く)				75ha以上(土地改変区域に限る)	50ha以上(土地改変区域に限る)
岩石等採取事業				50ha以上	37.5ha以上
大規模畜産団地造成事業(草地造成を含む)				75ha以上	50ha以上
複合開発事業				(計算式で算定)	(計算式で算定)

よくある質問

すでに稼働している発電所は何か手続きが必要となるか。

- ・既存の発電所については、手続き等は特に必要ありません。
- ・ただし、発電設備の増設等により、規則で定める値以上の排出ガス量の増加を行う場合は、条例に規定する環境影響評価手続きを実施する必要があります。

稼働中の発電所において発電設備を増設する際の環境影響評価手続きが必要となる場合は。

- ・発電設備の増設により、発電所としての排出ガス量が 40,000m³/h 以上増加する場合には、環境影響評価手続きを行う必要があります。
- ・同一発電所において複数の設備の増設を行う場合は、増設する設備の合計の排出ガス量で判断します。
- ・ただし、設備の増設が複数年に分けて実施される場合は、その増設に係る事業が「特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更並びに工作物の新設及び増改築の事業（一連の事業）」と認められる事業毎に手続きの可否を判断することとなります。どこまでの範囲を「一連の事業」とするかは、具体的な事業計画や増設内容を踏まえた上で総合的に判断する必要がありますので、増設等を計画される場合は事前にご相談ください。

非常用発電設備を設置する場合は。

- ・非常用発電設備の設置については、環境影響評価条例の対象事業には含みません。
- ・環境影響評価手続きは、事業活動に伴って生ずる影響を事業計画の段階で事前に調査、予測、評価するものですが、非常時に限定して使用される設備等については必要としません。